

佐監第48号の5
令和元年8月19日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 山 口 勉
佐倉市監査委員 松 田 和 哲
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

平成30年度佐倉市一般会計・特別会計決算及び
基金運用状況の審査意見書について

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成30年度佐倉市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び関係書類並びに各基金運用状況を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成30年度 佐倉市一般会計・特別会計決算審査意見書

第1 審査の対象

1 審査の対象となる決算

(1) 一般会計

佐倉市一般会計歳入歳出決算

(2) 特別会計

佐倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

佐倉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市介護保険特別会計歳入歳出決算

佐倉市災害共済事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 審査対象年度

平成30年度

第2 審査の期間

令和元年6月28日から令和元年8月16日まで

第3 審査の主眼及び方法

1 決算審査に当たっては、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の運営が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項（地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）及び第15項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。）並びに地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項（地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。）及び第2項（地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。）の規定の本旨に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 財産に関する調書については、その計数の正確性の検証に加えて、異動増減の理由及び処理の妥当性等について審査した。

- 3 審査は、「佐倉市監査事務処理規程」に準拠して、試査による照合、質問、分析等通常実施すべき手続きを選択適用した。質問は、令和元年7月23日及び24日の2日間にわたり、各部局に対して行った。

第4 審査の結果

1 総合意見

平成30年度における一般会計及び特別会計の決算等は、下記の(7)契約事務について及び2の個別意見を除き、おおむね適正であると認められた。

なお、下記の事項については、十分に留意されたい。

記

(1) 決算の概要について

平成30年度一般会計は、歳入決算で、48,525,711,681円（対前年度比0.2パーセント減）、歳出46,777,930,294円（同0.9パーセント増）で、歳入歳出差引額は、1,747,781,387円（同22.4パーセント減）となっている。

歳入が前年度に比して減となっているが、市税の増収に加えて地方消費税交付金や地方交付税、さらに繰越金等が約25億9千万と大幅に増えたものの、他方、株式等譲渡所得割交付金や国庫支出金、寄付金、繰入金等が約27億5千万円減少したことにより差引歳入は対前年度比約7千万円の減少となった。一方、歳出が前年度に比して増となっているが、民生費の保育所入所等委託事業や商工費の（仮称）佐倉市職住近接イノベーション型テレワーク・シェアオフィスプレイス整備事業、土木費の市管理街灯LED化事業、教育費の市民音楽ホール施設整備事業の増によるものである。

また、特別会計は、6特別会計で、歳入31,802,339,199円（同9.3パーセント減）、歳出31,764,886,143円（同8.6パーセント減）で、歳入歳出差引額は、37,453,056円（同86.7パーセント減）となっている。歳入歳出額の大幅減額は、国民健康保険特別会計が平成30年4月から都道府県単位の広域化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営を担うことになり、財源、運用等の見直しが図られたことによるものである。

国は地方交付税法（昭和25年法律第211号）の規定に基づき、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額がある地方公共団体に対して地方交付税を交付している。

佐倉市は、平成21年度以降地方交付税の交付団体になっており、平成30年度は前年度交付額と比べ1,288,067,000円（同223.7パーセント）増加したが、これは前年度普通交付税が、算定誤りに伴う過年度返還金と相殺した結果、通常より大幅に減額となったことによるものであり、平成30年度は本来の姿に戻したに過ぎない。この結果、歳入全体における地方交付税の構成比率は3.8パーセント

に上昇したことに伴い、一般会計における自主財源の構成比率は62.7パーセントと前年度より2.0ポイント低下した。これは財政調整基金の取崩しによる繰入金の前年度より大幅に減額となったことに起因して自主財源構成比率が低下したものであり、自主財源と依存財源構成比率が地方交付税に影響されやすい環境にあることを示しているのみで財政状況に大きな変化はない。

国においては、地方交付税制度の見直しを進めていることから、同交付税に多大に依存することのないよう、自主財源の確保にさらに努められたい。

このような佐倉市の厳しい財政状況のもと、喫緊の課題に対し、限られた財源を有効に活用するとともに、無駄を省き不測の事態等に備えることも必要である。市長・職員及び市議会議員が一丸となって、市民の理解を得ながら引き続き、更なる行政事務、事業の見直し等による財政健全化に取り組まれたい。

(2) 財政指標の状況について

平成30年度における各財政指標についてみると、財政力指数は市の財政力を示す数値で、その指数が高いほど財源に余裕があることを示しているが、平成25年度及び平成26年度は0.90、平成27年度、平成28年度及び平成29年度の3年間は0.91、平成30年度は0.92と、ここ6年間ほぼ横ばいの状況にあり改善には至っていない。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成25年度は93.6パーセントと悪化していたが、平成26年度は91.9パーセント（対前年度比1.7ポイント減）、平成27年度は90.9パーセント（同1.0ポイント減）となり、硬直化の進行に歯止めがかかり改善傾向にあったものの平成28年度は93.7パーセント（同2.8ポイント増）と急速に悪化し、さらに平成29年度は98.3パーセントと前年度より大幅に増加した。これは主に、普通交付税が算定誤りに伴う過年度返還金と相殺した結果大幅に減額となったことにより、経常収支比率の算定における分母の数値が少なくなったことによるものであり、仮に、交付税の錯誤分の影響を除いて試算しても93.7パーセントと前年度と同じ数値となり予断を許さない状況にあった。平成30年度は94.1パーセント（同4.2ポイント減）と一見改善したように見えるが、これは平成29年度の経常収支比率が異常値であり、この要因を除いて試算した数値93.7パーセントよりも0.4ポイント悪化している。経常収支比率は、全国的にも指定管理者制度の導入等により上昇傾向にあるが、本市においては歳入面での市税や使用料の増を図り、歳出面では事業のスクラップアンドビルドを徹底し、悪化に歯止めをかけられたい。

一方で、公債費に充てた一般財源の比率を示す公債費負担比率は、平成30年度は8.1パーセントとなり、平成26年度の数値から1.9ポイント改善し、平成30年度末の市債残高は前年度末より約3億円減少し約302億2千万円となった。

地方公営企業や一部事務組合への公債費負担なども含めた実質的な公債費の割

合を示す実質公債費比率も、平成30年度は1.9パーセントと0.6ポイント改善されている。

今後、小・中学校及び幼稚園普通教室等空調設備整備事業に多額の起債が予定されていることから、令和元年度以降公債費負担比率は上昇するものと予測される。

なお、平成30年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表す形式収支が前年度より約5億円減額となり、形式収支から翌年度に繰り越す財源を差し引いた実質収支が前年度より約6億9千万円の大幅減額となった。その結果、単年度収支は前年度から約15億3千万円減額となり約6億9千万円の赤字に転じた。実質単年度収支は前年度より約8億8千万円増と改善したものの約8億9千万円の赤字となり、平成17年度から維持してきた黒字基調から一転平成28年度に12年ぶりに赤字に転じてから3年間連続しての赤字となっている。これは歳入面においては国庫支出金及び県支出金の減額の一方、歳出面では行政の質の低下を招く事務事業の廃止は困難であり歳出は維持又は増加する傾向であることから、佐倉市の財政状況は構造的な赤字体質となっていることは否めない状況にあり厳しい環境となっている。

平成30年度において、健全性は維持されているものの、財政状況はゆるやかに厳しさを増しており、このような厳しい財政状況にある中で、引き続き、限りある財源の有効かつ適正な執行に努められたい。

(3) 一般会計における歳入について

ア 一般会計における歳入のうち市税は約247億円で、前年度に比べると約5億3千万円(2.2パーセント)の増となっている。

これは主に、市たばこ税の減額があったものの、市税の徴収率が滞納繰越分も含めて前年度比0.42ポイント改善したことに加え、法人市民税や固定資産税・都市計画税の増額等が大きく寄与したものである。

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その増減は健全な財政運営に大きな影響を及ぼすことから、適正・公正な課税を実現し、更なる徴収率の向上に努められたい。

他方、一般会計における歳入全体での市税の構成比率は、平成25年度の50.5パーセントから年々低下し、平成28年度は50.4パーセントと上昇したものの平成29年度は49.8パーセントとやや低下したが、平成30年度は51.0パーセントと再び上昇した。

使用料及び手数料の収入は約5億9千万円で、前年度と比べ約1千500万円の微増となっている。これは、平成29年度に公共施設が指定管理者から市直営に移管したことに伴う使用料の増や、使用料の見直しの効果が一巡したことによる。

長期的には少子高齢化による生産年齢人口の減少等により、市税の継続的な

伸びは見込めないことから、使用料等の受益者負担の適正化を図りつつ積極的な自主財源の確保に努められたい。

イ 歳入における収入未済額のうち、市税の収入未済額は約14億3千万円であり、前年度と比較して約7千万円(4.6パーセント)の減となっている。

これは、期限内収納への取組と徴収業務の適切な実施等による収納努力がその要因であると評価するものの、個人市民税の普通徴収分及び固定資産税の現年課税分の調定額の増加に伴う収入未済額の微増や滞納繰越分の対前年度比収入済額の低下等今後の課題も散見される。

一方で、使用料や諸収入等の収入未済額が慢性的に発生している。新たな財政負担の要因とならないよう、適切な納付相談、滞納の初期段階での迅速な対応及び市税のコンビニエンスストア納付の促進により、収入未済の事前防止に努められたい。

ウ 市税をはじめ使用料や諸収入等、市の有する債権の滞納に係る管理・回収については、現在、各担当課において個々に対処しているが、計画的な徴収事務及び職員による臨戸などの回収努力により着実に回収率を上げている担当課もある一方、債務者の現状把握すらできていない担当課も存在する。また、同一債務者に係る滞納整理や不納欠損処分における事務処理が重複するなど、一貫的、効率的処理がなされていないという弊害が生じている。

平成27年度以降3年連続して債権の適正な管理と効果的な回収を推進し、財政健全化と市民負担の公平性を確保するため、専門的知識を有した部署により、債権の一元的管理と法令等に基づく統一的な事務処理が可能となるよう組織・人事等の在り方に係る全庁的な検討を指摘してきたところであるが、引き続き前向きに取り組まれたい。

さらに、市が保有する債権の時効について、民法改正による影響を的確に把握して適正な処理に努められたい。

なお、保有債権の不納欠損処分においては消滅時効が件数及び金額とも年々増加していたが、平成30年度は対前年度比約1千800万円の減額となった。引き続き、不納欠損処分に当たっては法令等の定めるところにより、滞納者の支払能力等個別事由を調査・判断の上、厳格に処理されたい。

(4) 一般会計における歳出について

一般会計における歳出は、約468億円で、前年度に比べると約4億3千万円(0.9パーセント)の増となっている。

これを性質別で分析すると、主に、公債費、投資的経費で約9億4千万円の減となったものの、扶助費、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資・出資・貸付金、繰出金で約13億7千万円の増となったことによるものである。

人件費は、約 8 5 億 6 千万円で、前年度と比べほぼ同額となっている。給与改定等による増額はあったが、時間外手当の改善が進み同手当額の減額が大きく貢献した。時間外手当については、平成 2 8 年度までの数年間再三にわたり予算策定の在り方及び執行管理について指摘してきたところであるが、平成 2 9 年度に至って予算及び時間外勤務実績の管理を一元的に行える電子システムの構築を行い、所属長が日常の時間外勤務に当たって厳格に予算編成・執行管理に努められる体制の整備を行った結果、平成 2 9 年度実績は平成 2 8 年度と比較して時間数にして約 17,800 時間、金額で約 5 千 3 0 0 万円（10.5 パーセント）の削減、さらに平成 3 0 年度実績は前年度と比較して時間数にして約 18,600 時間、金額で約 6 千万円（13.5 パーセント）の削減が図られた。今後とも時間外勤務に当たっては、政府の働き方改革などを踏まえた厳格な予算編成・執行管理に努めるとともに、所属長を中心に時間外勤務の縮減に向けた職員の勤務体制や業務配分について、なお一層の見直しを行い、引き続き、人事管理と健康管理の両面から時間外手当の圧縮に努められたい。

扶助費については、約 1 1 9 億 6 千万円で、前年度と比べ約 4 億円の増となっている。これは主に、障害者介護給付費や保育園入園委託料等の増によるものである。

投資的経費は、約 3 1 億 7 千万円で、前年度と比べ約 7 億 4 千万円の減となっている。これは主に、平成 2 9 年度に岩名運動公園野球場等改修工事や佐倉草ぶえの丘耐震補強及び改修工事等が完了したことによるものである。

不用額については、約 1 1 億 8 千万円で前年度から約 6 億 1 千万円減となっている。

執行率は 91.8 パーセントと前年度と比べると 3.9 ポイント低下しているが、各事業の予算はおおむね計画どおり執行されていることが認められた。不用額の主な要因は、入札差金や対象見込件数の減によるものであることから、今後も執行見込額を的確に把握し、不用額が明らかになった場合には、速やかに補正措置を行うなど適切な対応を図り、引き続き、財源の有効活用に努められたい。

今後も少子高齢化の進行により、社会福祉・保健医療などに係る経費の増加が見込まれ、さらに小・中学校及び幼稚園普通教室等空調設備整備事業などに多額の財政需要が見込まれることなど厳しい財政運営が推測されることから、経費の縮減、事業の計画的な推進を図るとともに、新規事業の立ち上げ時における事業終期の設定や更なる事務事業の抜本的な見直しを通じて、限られた財源を効率的かつ効果的に活用されたい。

(5) 特別会計における決算収支について

ア 国民健康保険特別会計については、平成 3 0 年度末で保険税の収入未済額は、約 2 1 億 9 千万円であり、前年度より約 7 千万円減少しているが一般会計の市税の収入未済額を大きく超えている状況にある。収入未済額が減少した要因は、

前年度に引き続き不納欠損額を約1億円計上したことによる。

厳しい社会情勢にあっても、安定した事業運営を行うためには、収納率の向上を図り、財源となる保険税の確保が必須である。

保険税の収納率は、市税の94.2パーセントに比し、62.9パーセントと大きく低調であることから、収納率の向上が急務であるが、収納率は現年分、滞納繰越分とも前年度より下回るなど課題が多いため、収納率の向上策について更なる工夫を要する。収入未済額の圧縮は喫緊の課題であり、滞納の未然防止策として、国民健康保険加入手続時の窓口での保険税口座振替勧奨及び金融機関等に対する口座振替勧奨依頼など納税環境の改善に取り組まれない。

また、滞納時においては、初期対応等債権管理の徹底を図るとともに過年度分の滞納整理に当たっては、毅然たる姿勢で厳格に収入未済額の圧縮に取り組み、負担の公平化を図られたい。

今後も保険給付費の増加が見込まれることから、医療費の抑制につなげるためにも、健康増進や生活習慣病の予防など市民の健康づくりを積極的に支援されたい。

イ 介護保険特別会計については、介護保険料の収入未済額が約9千200万円で、不納欠損額は約1千600万円となっている。介護保険料の未納者に対する債権管理については、保険料の支払督促状発送後に未納者に支払意思の確認をし、支払いを承諾しなかった者については2年間漫然として債権管理しているのみで徴収の努力が見られないことから、支払いを応諾した者との間に不公平が生じている。毅然とした姿勢での滞納整理に取り組まれない。

後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療保険料の収入未済額が約2千400万円で、不納欠損額は約300万円となっている。

介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入については、保険料の収入未済額が増加傾向にある。今後、被保険者数の増加に伴い、件数及び収入未済額も増加する可能性が高いと想定される。保険料は介護保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、2年でその債務が時効によって消滅することから、現年度分の期限内納付の勧奨及び納付遅延時の初期対応策を強力に講じ収入未済額の増加に歯止めを掛けられたい。

さらに過年分の滞納整理に当たっては、書面による債務確認や分割納付計画書の提出を求めることにより納付誓約させるなど消滅時効に陥ることのないよう時効中断策を講じられたい。

ウ 農業集落排水事業特別会計については、利用者から徴する使用料が少なく、事業費のほとんどが一般会計からの繰入金で賄われていることから、少人数の利用者のために特別会計を設ける意義が希薄と認められる。効率的な事業運営の在り方について、下水道会計への編入等を含めて検討されたい。

エ 災害共済事業特別会計については、市民が火災、水害等被災した際の共済制度として存在するが、平成30年度における共済制度加入世帯数は3,343世帯と少なく、かつ契約者はほとんど固定している。共済掛金も年1,000円と少額であるが、万一、災害が発生した際の共済金の支出に当たっては、再保険を行っていないことから市がその全額を負担するリスクを抱えている。

小規模の共済制度については、同様な保険商品が民間にも多数存在することから市が率先して事業展開する必要性は小さいと認められるため、共済制度の存否についても廃止を含め検討されたい。

仮に共済制度を温存するのであればリスク回避のための再保険制度の導入を検討されたい。

オ 特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て事業を行う独立採算制が原則であるが、一般会計からの繰入金も法定分も含め、連年多額になっている。平成30年度についても、一般会計から特別会計への繰入金は約30億9千万円と前年度と比較し約2億6千万円増である。自立した事業運営に向けて、更なる経費の縮減及び財源の確保に努められたい。

なお、国民健康保険特別会計等については独立採算性が原則であるが、一般会計で当該事業に従事する市職員の人件費を計上している。しかし、特別会計に人件費を計上しないことにより特別会計を維持するためのコストが過少表示されるため、実態を反映しているとは言い難い。千葉県下における佐倉市と予算規模で同規模程度以上のほとんどの市は特別会計に人件費を計上し、同額を一般会計からの繰入金として計上するなど、歳入と歳出を両建経理することにより特別会計のコストをよりの確に反映した処理を行っている事実がある。佐倉市の現状においても一般会計から特別会計への繰入金が決算額より多額であることを周知することが肝要であることから、市民に実態をより反映した決算報告とするための方策を早急に講じられたい。

(6) 補助金及び負担金について

ア 補助金については、事業の必要性や費用対効果、成果等について毎年検証するとともに、その交付に当たっては、公益性や公平性の確保が重要であるため、より透明性の高い運営に努められたい。特に補助対象経費の査定に当たっては、補助対象事業ごとに対象経費を特定し、補助対象事業に係る対象経費を厳格に精査されたい。

イ 各一部事務組合負担金については、その内容及び負担割合の妥当性等を精査し、その上で負担に応じるよう努められたい。

(7) 契約事務について

ア 教育委員会社会教育課において、「平成30年度佐倉市社会教育施設機械警備業務委託」を、予定価格25,142,400円として一般競争入札を実施し、落札者に契約書を交付していたが、当該契約は、債務負担行為を前提とした決裁文書により起案がなされ決裁を受けていたものである。その後、当該契約については債務負担行為の予算措置が取られていないことが判明したことから、後日、長期継続契約書に書き換えた契約書を再度作成し、先般落札者と交わした契約書と差し替えていたことが認められた。佐倉市長期継続契約とする契約を定める条例では、長期継続契約を締結することができる契約は、その予定される契約総額が2,000万円未満のものに限るとされているが、長期継続契約で締結した当該契約は予定価格が2,000万円を超えていることから長期継続契約は締結できないこととなり、条例違反と認められる。また、当該契約の基となる決裁文書は、債務負担行為を前提とした文書であり、決裁文書と契約書の内容が相異している。入札案件については、契約検査室が入札関係書類を事前チェックしているが、入札案件に予算措置が施されているかどうかのチェック機能が決裁文書にはないことから、マニュアル上でも内部統制が機能していない現状にあった。今後は入札案件に係る決裁文書を早急に整備し内部統制を構築するとともに、法令遵守を徹底し、厳格な再発防止策を講じられたい。

イ 随意契約を締結するに当たり、随意契約締結理由の選択誤りや予定価格書の作成漏れ、予定価格書の封入及び封印漏れ等地方自治法や佐倉市財務規則を遵守していない契約が次の「随意契約事務の誤り・不備一覧」のとおり多数把握された。

随意契約事務の誤り・不備一覧

	項目	定期 監査 第1回	定期 監査 第2回	決算 審査	計	根拠、事例
1	地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている随意契約理由の選択誤り	6	1	31	38	随意契約締結の理由として、佐倉市財務規則第141条に規定される金額以下の予定価格については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を選択すべきところ、同第167条の2第1項第2、3、5、6、7号を選択する誤りが認められた。
2	契約事務手続き不適	0	1	0	1	佐倉市長期継続契約とする契約を定める条例では、長期継続契約を締結することができる契約は、その予定される契約総額が2,000万円未満のものに限るとされているが、予定価格25,142,400円の契約を一般競争入札に付し長期継続契約で締結した。
3	専決区分誤り	2	0	4	6	佐倉市財務規則第152条の規定により監督員を命ずることは、同規則別表第3その2において部長専決と規定されているところ、課長専決していた。 契約に係る決裁において、佐倉市財務規則第3条別表第1及び第3に専決区分が規定されているが、副市長専決のところ部長で処理していた。

4	契約事務に係る文書の起案者誤り	4	0	0	4	佐倉市事務決裁規程第3条第2項ただし書きでは、市長の決裁事項及び副市長の専決事項のうち、当該事務を所掌する班が編成されているときは、起案者は、班長又は課長以上の職にある者でなければならないが、班員である担当者が起案していた。
5	設計又は積算根拠書類の添付漏れ	0	0	15	15	契約事務要綱第4条では、当該事業に関する設計又は積算の根拠となる図書類を添付すると規定されている。
6	協議書の添付漏れ	0	0	19	19	佐倉市財務規則第142条第2項では、見積書を徴しないときは、市が決定する予定価格により協議し、同意書を徴すると規定されている。
7	協議書の記載誤り	1	0	0	1	誤って当該契約名と異なる件名の協議書による同意書を徴していた。
8	予定価格書の作成漏れ	2	2	4	8	予定価格書の作成については、佐倉市契約事務要綱第10条第3項及び第4項（主に事前公表、工事）に該当するものを除き、佐倉市財務規則第130条により、封筒に入れて封印し、保管しなければならないと規定されている。
9	予定価格書の封入漏れ（封筒なし）	0	1	2	3	
10	予定価格書の封筒に封印なし	0	3	7	10	
11	予定価格書の比較価格記載誤り 設計金額の比較価格記載誤り ※予定価格書の作成を省略する場合は、見積書との比較価格は設計金額から求める。	0	0	25	25	佐倉市財務規則第143条に規定されている随意契約の予定価格を記載する予定価格書（佐倉市財務に関する文書の様式を定める規則に規定する様式第54号による予定価格書をいう。）については、比較価格を記載する項目があるが、この比較価格とは、予定価格を税抜きにした価格で、見積額と比較する価格である。この比較価格を算出する際に、1円未満の端数が生じた場合は、この1円未満の端数を切り捨てすべきところ、切り上げた数値を比較価格とすることにより、端数を切り上げた比較価格から再度消費税率を加算した予定価格を算出すると、予定価格の範囲に収まらない結果となる。
合計		15	8	107	130	

※ 定期監査第1回は平成30年8月末時点で、第2回は10月末時点で監査委員監査を実施した部局の契約を、また決算審査では第1回、第2回定期以降の契約及び書面審査で監査を実施した部局の1年分の契約を審査対象とした。なお、決算審査では佐倉市財務規則第141条に規定される金額以下の予定価格の契約は各所属1件抽出し審査対象とした。

今後は、契約検査室において各所属向けのマニュアルやチェックリストを整備するとともに、指導の徹底を図り、厳格な再発防止策を講じられたい。

ウ 入札事務においては、現在予定価格の事前公表を前提として入札に臨んでいるが、その結果、最低制限価格への集中的応札等により、くじ引き落札が急増している。予定価格の事前公表制度の弊害と見受けられるが、予定価格の積算を毎年同じ手法によるのではなく、例えば複数の業者から見積書を徴するなど、より市況等実態を反映した予定価格の積算による予定価格書の作成等創意工夫をした執行をされたい。

(8) 指定管理者制度について

公的施設への指定管理者制度の導入については、メリット、デメリットを分析のうえ、指定管理者制度に移行した後の市職員の活用、さらには総人件費の抑制に資するかどうかなどの検証も含めて取り組まれたい。

(9) 財産について

佐倉市が保有する財産のうち、目的や利用計画が明確でなく、十分な活用がされていない広大な面積の土地については、従来から土地利用の検討を一部の担当課に任せることなく、土地利用に関する情報を一元管理し、長期的な視野に立った活用策を立案する全庁的な体制を早急に検討されたい旨指摘してきたが、長期的観点の掛け声ばかりで進展がない。市民の財産である土地等の有効活用を図るため、緊迫感をもって事態の進展に努められたい。

また、市が保有する財産について、固定資産台帳の整備に伴い洗い直しを行った結果、平成28年度、平成29年度に続き、未だに台帳記載漏れが確認されたため、正確な台帳整備に向けて今後とも更なる見直しを徹底されたい。

見直しに当たっては、佐倉市名義で所有権登記がしてある財産が未だに把握漏れとして多数判明していることを踏まえて、法務局での佐倉市名義の登記済財産を全件収集するなどして、当該情報と公有財産台帳との突合を行うなど工夫して財産把握に努められたい。

2 個別意見

(1) 債権管理について（住宅課）

住宅新築資金等貸付金について、長期に渡り貸付金返済が滞っている者への債権管理を定期監査の都度指摘してきたところであるが、内1件について平成30年4月で消滅時効に至った。当該事案については、土地に1番抵当権を設定したものの、その土地の上に存する建物には質権を設定しないなど担保物としての価値形成を怠った経緯がある上に、時効完成に至るまで担保物の処分等法的措置を取らず、市が保有する債権を消滅させてしまったことは遺憾である。同様の案件が存在することから早急に法的措置を含めた対応策を講じられたい。

(2) 使用料の収入未済について

ア 佐倉草ぶえの丘の使用料の収入未済について、佐倉草ぶえの丘の優待券に係る平成31年3月分の使用料請求を4月初旬に発送した際に納期限内納付のみならず、出納整理期間内での収納もなされなかった。

(佐倉草ぶえの丘)

イ 飯野台観光振興施設にある農園の平成30年4月から平成31年3月分までの使用料について、平成30年5月1日に使用を許可したが、納付書の納期限を平成30年5月31日と記載すべきところ、平成31年5月31日と誤った記載により使用者に交付され、その後も適正な事務処理がなされなかったことにより、収入未済が発生した。(産業振興課)

これらはいずれも、債権管理が的確に行われていなかったことに起因して収入未済となったものであることから、今後は、債権管理を厳格にして、再発防止に努められたい。

(3) 市営住宅不法占有賠償金について（住宅課）

市営住宅不法占有賠償金について、2件2,020,365円を不納欠損処分している。当該事案は、市営住宅の滞納者で明渡請求実施後も居住していたため損害賠償金が発生していたものであるが、平成13年5月15日及び平成15年7月14日に建物明渡強制執行が実施されていることから、平成23年度及び平成25年度には、消滅時効が成立している。消滅時効に至った時点で不納欠損処分すべきところ債権管理が不十分なことにより、適時的確な処理対応がなされていなかった。今後は、債権管理に係る法令を十分に理解し、的確に処理されたい。

(4) 佐倉草ぶえの丘寝具賃貸借契約事務について（佐倉草ぶえの丘）

平成31年度佐倉草ぶえの丘寝具賃貸借については、連年、同一業者に対し1者入札、100パーセント落札で発注している。予定価格の事前公表制度の弊害と見受けられるが、予定価格を決定するに当たっては前年踏襲とせず、複数の業者から見積書を徴して参考にするなどし、予定価格書を作成されたい。

(5) 市の所有する土地の賃貸借契約について（資産管理経営室）

市の所有する土地を住宅敷地として個人に貸付ける際、市と当該個人との間で土地賃貸借契約を締結しているが、平成30年4月1日付で、賃貸借の期間を1年とする賃貸借契約書が作成されている。

しかし、建物所有目的の土地賃貸借については、借地借家法により、賃貸借の存続期間は30年とされ（同法第3条本文）、同法は強行法規であるため、存続期間を1年とする建物所有目的の土地賃貸借契約を締結することはできない。

従前より指摘しているとおり、当該土地は公園用地として取得したものであり、取得目的や利用目的等に照らして有効活用されていないものは早急に売却されたい。なお、やむを得ず貸し付けるに当たっては、関連法規に適合する契約により締結されたい。

(6) 認知症対策について（高齢者福祉課）

認知症に対するよき理解者として認知症サポーターを現在まで約2万人養成しているが、研修等受講歴のみで、養成後の活用策が明確に示されていない。今後、認知症サポーターを活用した認知症予防や認知症対象者が行方不明の際の見回り活動、SNS等による不明者発見につながる施策を積極的に講じられたい。

(7) 高齢者施策について（高齢者福祉課）

敬老会事業については、担い手不足や経費などの課題があったことから、見直しがされてきたところであるが、いまだに敬老会事業の在り方や将来像が描かれていない状況にある。

高齢化の進展は、避けられない状況であることから、敬老会事業の見直しのほか、介護予防、認知症ケア、独居老人対策、買い物・通院難民対策等の高齢者施策の更なる推進や、地域包括ケアシステムの構築が求められている。

高齢者施策については、今後とも、地域の実情や状況を丁寧に聞き取り、地域の実態に即した施策を、スピード感をもって推進されたい。

(8) 予算の流用について

ア 消火器の使用年数期限を徒過していることを理由として予算の流用で代替備品を取得していた。（自治人権推進課）

イ 資産管理経営室において管理する庁用自動車の自動車重量税の支出について、予算策定時に見積りを誤り、その支出を予算の流用によって対応していた。（資産管理経営室）

ウ 佐倉草ぶえの丘滞在型シェアハウスオープン時には旅館業法に基づく営業許可が必要なことを見過ごし、営業許可申請に係る費用を予算措置していなかったことから流用により予算確保していた。（佐倉草ぶえの丘）

エ 飯野台観光振興施設のコミュニティルーム関連経費の予算を前年度途中でオープンした所要経費で算定し予算化したため、年間を通じた営業に充てる経費が不足したことから流用により予算確保していた。（産業振興課）

市が保有する資産については、日常的な保守管理業務を適切に行い、年間必要経費を漏れなく的確に積算の上、適切な予算措置を講じ、計画的かつ効率的に執行されたい。

また、年間予算策定の際には、年間経費を的確に見積り予算化するよう努められたい。

最後に、本意見書を踏まえ、平成30年度の決算状況を詳細に分析し、令和元年度の財政運営及び令和2年度の予算編成に活かされることを、監査委員の総意とする。

平成30年度 佐倉市基金運用状況審査意見書

第1 審査の対象

- 1 審査の対象となる基金
佐倉市中小企業資金融資基金
佐倉市文化財産等取得基金
佐倉市民音楽ホール事業基金
佐倉市国民健康保険高額療養費貸付基金
佐倉市立美術館事業基金
佐倉市土地開発基金

- 2 審査対象年度
平成30年度

第2 審査の期間

令和元年6月28日から令和元年8月16日まで

第3 審査の主眼及び方法

- 1 審査に当たっては、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。
- 2 審査は、「佐倉市監査事務処理規程」に準拠して、試査による照合、質問、分析等通常実施すべき手続きを選択適用した。質問は、令和元年7月23日及び24日の2日間にわたり、各部局に対して行った。

第4 審査の結果

平成30年度における各基金の運用は、下記個別意見を除き、おおむね適正であると認められた。

なお、下記の事項については、十分に留意されたい。

記

- 1 美術館事業基金は10年間執行がなく、多額な費用を要する企画展の開催も計画にないにもかかわらず、多額の基金を保有している。さらに、土地開発基金については多額の基金を保有しているものの、ここ当分の間、基金による公的資産の取得は見込まれないことから、逼迫している財政の有効活用の観点から基金の

在り方について検討されたい。

- 2 国民健康保険高額療養費貸付基金は、高額な医療費を医療機関の窓口で支払う際の資金を一時的に貸付けることを目的に設けられたが、高額療養費については患者からの申出により医療機関が直接保険請求できる制度改革が整えられ、現在は患者が窓口で支払う必要性がなくなったにもかかわらず、基金の金額は減額したものの、制度としては温存している。

制度移管により、今後は基金の活用は見込まれないことから、早急に廃止に向けての検討をされたい。